

## 定住促進住宅取得奨励金 QアンドA

Q (質問)	A (回答)
申請書はどこでもらえますか。	定住推進課窓口で配布しているほか、小城市のホームページからも入手できます。
小城市の奨励金は事前申請が必要ですか。	旧制度（30年度要綱が適用される場合）での申請手順では不要です。登記後6月以内に申請してください。ただし、予算や受付終了日（12月20日）がありますので、早めの申請をおすすめします。 ※新旧制度の適用については、ホームページでご確認ください。
小城市の奨励金は事前申請が必要ですか。	新制度（31年度要綱が適用される場合）より住宅取得前（登記前）に申請をいただく必要があります。取得後に申請されても交付できませんのでご注意ください。 ※新旧制度の適用については、ホームページでご確認ください。
申請の手順を教えてください。	新制度では工事請負・売買契約→交付申請→ <u>交付決定</u> →住宅取得（登記）→実績報告→ <u>交付確定</u> →交付請求→ <u>交付</u> ※下線部は小城市が行うことです。 申請の条件や、申請期限等を交付要綱に記載していますので、必ず確認のうえ申請の手続きを行ってください。
夫婦の共有名義で住宅を取得します。どのように申請すればよいでしょうか。	共有名義の場合は、様式第1号別記1にていずれかの方を代表者として選定していただく必要があります。代表に選定された方を申請者として申請書の準備をお願いします。
親の家を増築して、市外から転入してきます。対象になりますか。	当制度は、新たに住宅を取得される方を対象に奨励金をお出ししていますので、増改築については対象外となります。
現在小城市内のアパートに住んでいます。今度小城市内に家を建てようと思っているのですが、対象になりますか。	当制度は転居者も対象にしていますので、年齢要件や、住宅要件等、そのほかの要件を満たしている場合は対象者となり得ます。

<p>奨励金を申請するにあたって、住宅の要件などはあるのですか。</p>	<p>住宅の要件としては、延べ床面積が50㎡以上であることや、住宅取得に係る費用が300万円以上であることといった要件があります。詳しくは要綱をご確認ください。</p> <p>また、中古住宅を取得された場合、売買契約書には土地代含めた総額の金額が記載されている場合が多いです。その場合は、土地代を差し引いた建物取得に要した費用を把握しないとイケませんので、建物代、土地代の内訳がわかる書類を用意していただく必要があります。</p>
<p>現在小城市内で親と住んでいるのですが、市内の別の場所に家を建て独立しようと思います。対象になりますか。</p>	<p>申請者の方が申請日において自己名義の家を所有していなかったら対象者となり得ます。また、その他年齢要件、住宅要件等を満たしておく必要があります。</p>
<p>申請について、窓口で申請書を持っていくのは代理の者でもいいでしょうか。</p>	<p>代理の方が持ってきていただいてもかまいません。ただし、審査の中でお聞きすることがありますので、申請者の方にお電話することもありますので、連絡先の記載は忘れないようにお願いします。</p>
<p>現在市内のアパートに住んでいるが、近々同じ市内にある建売住宅を取得しようと考えています。その住宅は平成26年にモデル住宅として建っているが問題ないでしょうか。</p>	<p>申請者の方の年齢要件等を満たしていたら申請自体はできます。ただし、当制度においては建売住宅が築2年を過ぎていたら中古住宅として扱うこととなりますので、住宅の区分は中古住宅ということになります。</p>
<p>添付書類の中に未納がない証明書というものがあるが、子どもの分も必要ですか。</p>	<p>未納がない証明書については、世帯の中の20歳以上の方全員分を添付してもらっているので、20歳未満の方については不要となります。</p>
<p>二世帯住宅を取得した場合の申請者はどうしたらいいですか。</p>	<p>住宅の名義がどなたかになってきます。名義の方が申請者となり得て、その方が各要件を満たしているのかを判断することになります。</p>